平成２１年（フ）第４６８号
京都市左京区一乗寺小谷町16番地、破産手続開始決定時の住所京都市左京区一乗寺野田町２番地の２　ハイツ白川217号室
破産者　大森商店こと　大森　淳史
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３３５号
京都府木津川市梅美台１丁目３番地２　ボワ・シャトレー403号
破産者　玉城　尚吾
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３３８号
京都市伏見区深草今在家町１番地18　藤企画ビル403号、前住所京都市伏見区横大路三栖木下屋敷町７番地１　ネバーランド伏見桃山105号
破産者　恩地　典彦
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２７６号
京都市伏見区羽束師古川町219番地29、開始決定時の住所兵庫県加古郡播磨町南大中３丁目13―22
破産者　桝田こと　枡田三樹雄
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２７８号
神戸市西区伊川谷町有瀬439番地　カレッジタウングリーンヒルＡ―104号
破産者　佐藤　武司
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１６７６号
広島市東区戸坂新町２丁目45番12―104号東浄市営アパート
破産者　まるたに寝装こと　丸谷　正美
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９１号
長崎県佐世保市石坂町199番地16　313
破産者　上田　英生
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３６５号
北海道江別市元野幌148番地の25　ハイツまきば102
破産者　中村　章士
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８９号
京都府宮津市字上司340番地
破産者　光輪タイヤサービスこと　上野　誠二
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第９０号
京都府宮津市字上司340番地
破産者　上野　孝子
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第３０３２号
大阪府交野市星田西４丁目１番４―202号、開始決定時の住所大阪府交野市倉治７丁目25番３号　新庄禧美方
破産者　新庄　木幸
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３０３３号
大阪府大東市灰塚５丁目13番12号、開始決定時の住所大阪府交野市倉治７丁目25番３号
破産者　新庄　禧美
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０４１号
大阪市東成区大今里西３丁目２番66―202号
破産者　中田　純一
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７１０号
大阪府堺市南区赤坂台三丁９番12―707号、開始決定時の住所大阪府和泉市室堂町802番地の55
破産者　Ｉ．Ｄ．モデリングハウスキムラこと　木村　嘉夫
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８００号
大阪府泉南市樽井４丁目31番１号船野マンション101、前住所大阪府泉南市男里３丁目７番15号
破産者　出口　初芽
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２１１号
大阪府阪南市下出356番地の７
破産者　西河　敏治
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５５９号
奈良市横領町334番地の８　ヴェール西大寺Ｂ―205号
破産者　荻野　宏雄
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所